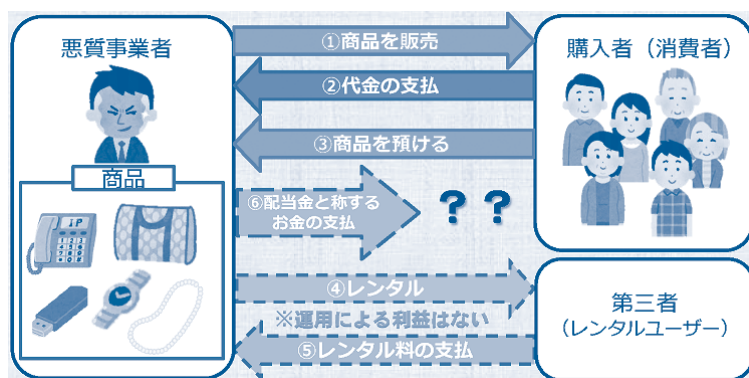


悪質な「販売預託商法」による トラブルにご注意下さい！

「販売預託商法」とは、販売と同時に商品を預かり、第三者に貸し出した運用利益を還元すると告げて、高額な商品を消費者に購入させる商法です。

- おいしい話はうのみにしてはいけません。
- 必ずもうかる、楽しく稼げる ことはありません。
- 少しでも不安があれば、はっきりと断りましょう。
- 家族など周囲の人の意見もよく聞いて。



お互いに 一声かけて見守りを！



はまのタスケ

消費者トラブル おかしいな、困ったと思ったら 気軽にご相談を

消費生活相談電話 **845-6666**

消費生活メールマガジン「週刊 はまのタスケ・メール」のご登録を！

〔 平 日 9:00～18:00 〕
〔 土・日 9:00～16:45 〕

横浜市消費生活総合センター

検 索